

スロバキア

意匠法

法令集法律 No. 344/2004, 法令集法律 No. 84/2007 及び法令集法律 No. 495/2008 により改正された法令集法律 No. 444/2002

2009 年 2 月 1 日施行

目次

第 I 部 基本規定

第 1 条 規制の対象

第 2 条 用語の定義

第 3 条 保護の条件

第 4 条 新規性

第 5 条 独自性

第 6 条 開示

第 7 条 技術的機能により定まる意匠, 相互接続のための意匠

第 8 条 登録と登録除外

第 9 条

第 10 条

第 11 条 意匠創作者

第 12 条

第 13 条

第 14 条 保護範囲

第 II 部 登録意匠の効果

第 15 条 登録意匠所有者

第 16 条 登録意匠の共有

第 17 条 登録により付与される権利

第 18 条 権利の消尽

第 19 条 登録意匠の効果の制限

第 20 条

第 21 条 登録意匠の譲渡

第 22 条 登録意匠の移転

第 23 条 担保権

第 24 条 ライセンス契約

第 25 条 登録意匠の効力と保護期間

第 26 条 登録意匠の失効

第 27 条 権利の侵害

第 27a 条

第 28 条 紛争に関する審理

第 29 条

第 III 部 庁における手続

第 30 条

第 31 条 出願

第 32 条 優先権

第 33 条 出願手続の中断

第 34 条 出願の審査

第 35 条 意匠の登録簿への記入

第 36 条 登録意匠の抹消

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条 登録意匠の没収並びに移転

第 41 条 決定手続

第 42 条 ライセンス，担保権，登録意匠の譲渡又は移転及び訴訟の登録簿への登録

第 43 条 更なる手続

第 44 条 原状回復

第 45 条 決定の根拠

第 46 条 救済

第 47 条 データの利用可能性

第 48 条 登録簿及び公報

第 IV 部 共通規定，授權規定，経過規定及び廃止規定

第 49 条 共通規定

第 50 条 授權規定

第 51 条 経過規定

第 51a 条

第 52 条 廃止規定

第 53 条 施行

第 I 部 基本規定

第 1 条 規制の対象

- (1) 本法は、意匠の創作、法的保護及び利用に関して生じる法律関係について適用される。
- (2) 本法は、特別規則により同一の対象に与えられた保護に代わるものではない。

第 2 条 用語の定義

本法の適用上、

- (a) 意匠とは、製品の全体又はその部分の外観であって、製品それ自体又はその装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料による特徴から成るものをいう。
- (b) 登録意匠とは、意匠登録簿に記入された意匠をいう。
- (c) 製品とは、工業的に又は手工芸により生産された物品をいい、包装、意匠、図記号、印字書体又は複合製品の組立部分を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。
- (d) 複合製品とは、取替可能な複数の部分から成る製品であって、分解及び再組立が可能なものをいう。

第 3 条 保護の条件

- (1) 新規で独自性を有する意匠は、意匠として保護される。
- (2) 複合製品の部分である製品に使用され又はそのような製品に組み込まれた意匠は、次に該当するときは、新規で独自性を有すると認められる。
 - (a) 構成要素が、複合製品に組み込まれた後も通常の使用において外部から視認でき、かつ
 - (b) 外部から視認できる特徴が新規性及び独自性の条件を満たすこと
- (3) (2) (a) にいう通常の使用とは、最終使用者による使用をいい、保守、点検又は修理の作業は含まない。

第 4 条 新規性

- (1) 意匠は、優先日(第 32 条)前に同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合に、新規であると認められる。
- (2) 複数の意匠の特徴が重要でない細部でのみ相違する場合は、それらの意匠は同一とみなされる。

第 5 条 独自性

- (1) 意匠は、知識のある使用者に対して与える全体的な印象が、優先日(第 32 条)前に公衆の利用に供されている他の何れかの意匠が当該使用者に与える全体的な印象と異なる場合は、独自性を有するものとみなされる。
- (2) 独自性の評価を行うに際しては、意匠を創作するに当たっての意匠創作者(第 11 条)の自由度が考慮に入れられる。

第 6 条 開示

- (1) 意匠は、優先日前に、意匠登録簿(以下「登録簿」という)への記入後の公表がされ若しくは展示され、取引で使用され又はその他の形で公衆の利用に供されている場合は、公衆の

利用に供されているとみなされる。この規定は、当該開示が、優先日(第32条)前に、関係分野の専門家にとって通常の業務過程で合理的に知り得ないものであった場合は、適用されない。

(2) 意匠は、それが守秘条件の下に第三者に開示された場合は、公衆の利用に供されたとはみなされない。

(3) 本法による保護が請求されている意匠は、優先日(第32条)に先立つ12月の期間中に意匠創作者若しくはその権原承継人によって、又は当該意匠創作者若しくはその権原承継人が与えた情報若しくは行った行為の結果として第三者によって公衆の利用に供された場合は、公衆の利用に供されたとはみなされない。この規定は、当該意匠が意匠創作者又はその権原承継人に関する濫用の結果として公衆の利用に供されている場合にも適用する。

第7条 技術的機能により定まる意匠、相互接続のための意匠

(1) 意匠を登録簿に記入するための条件について審査するに際して、次の特徴は考慮に入れられない。

(a) 製品の技術的機能からのみ定まることが明白な特徴

(b) 当該意匠が組み込まれ又は使用された製品が、別の製品に機械的に接続され又はその中に、その周りに若しくはそれに相対して設置され、その結果双方の製品がその機能を発揮できるようにするために正確な形状及び寸法で複製される必要がある特徴

(2) 第4条及び第5条にいう条件を満たす意匠が互換可能な製品のユニット方式の範囲内での多重組立又は連結の目的のものである場合は、(1)は適用しない。

第8条 登録と登録除外

スロバキア共和国工業所有権庁(以下「庁」という)は、本法にいう条件を満たす意匠を登録簿に記入する。

第9条

庁は、公序良俗に反する意匠を登録簿に記入してはならない。

第10条

庁は、先の優先日(第32条)をもってスロバキア共和国においてされた意匠登録出願(以下「出願」という)の対象である意匠が登録されることを条件として、これと同一である意匠を登録簿に記入してはならない。

(2) 庁は、ある意匠について、これと同一の意匠が先の優先日(第32条)をもってスロバキア共和国で登録されている場合は、当該意匠を登録簿に記入してはならない。

第11条 意匠創作者

(1) 意匠創作者とは、意匠を自己自身の創作活動によって創り出した者を意味する。

(2) 意匠創作者は、出願する権利を含めて意匠に係る権利(以下「意匠に係る権利」という)を有する。

(3) 意匠創作者は、出願人が他人である場合は出願書類に記載される権利を有し、また、登録意匠所有者(第15条)が他人である場合は登録簿に意匠創作者として記入される権利を有

する。

(4) 共同意匠創作者とは、自己の創作活動により当該意匠の創作に参加した者をいう。

(5) 共同意匠創作者は、当該意匠の創作に参加した程度に応じて、意匠に係る権利を有する。共同意匠創作者の参加の程度は、別段の合意がされない限り又は関係機関が別段の決定を行わない限り、同等とする。

第12条

(1) 意匠創作者が雇用関係又はそれに類似する関係に基づく職務の遂行の過程で意匠を創作した場合は、意匠に係る権利は、当該関係の当事者間で別段の合意がされない限り、使用者に帰属する。創作者である権利は、影響を受けない。

(2) (1)により意匠を創作した意匠創作者は、この事実を直ちに書面で使用者に通知し、同時に当該意匠の表示を提出しなければならない。

(3) 使用者は、(2)にいう通知から3月以内は、意匠創作者に対して書面で当該意匠に係る権利を行使することができる。使用者がこの期間内に書面で当該意匠に係る権利を行使しない場合は、当該権利は、意匠創作者に復帰する。使用者と意匠創作者は共に、当該期間中は、第三者に対し当該意匠について秘密を保全しなければならない。使用者は、意匠に係る権利が意匠創作者に復帰した日から1月間、当該意匠について秘密を保全しなければならない。

(4) (3)により意匠に係る権利を行使された意匠創作者は、使用者から適正な対価を受ける権利を有する。意匠の使用又はその他の形での利用による利益が対価の金額を定める上での決定的要素となる。また、意匠創作における使用者の物質的寄与度並びに意匠創作者の作業の範囲及び内容が考慮に入れられる。合意され若しくは関係機関によって決定された対価がその後の当該意匠の使用又はその他の形での利用によって得られた利益に比して明らかに不相応である場合は、意匠創作者は、追加的な報酬を受ける権利を有する。

(5) (1)から(4)までによる権利及び義務は、意匠創作者と使用者との間の法的関係が終了しても影響を受けない。

第13条

(1) 意匠に係る権利は、譲渡又は移転の対象となる。

(2) 意匠に係る権利は、創作者権を除いて、第11条(2)及び(5)並びに第12条(1)に掲げる者の権原承継人に帰属する。

(3) 意匠に係る権利の譲渡についての合意は、書面で行わなければならない。

(4) 意匠に係る権利は、特別規則に定める場合は他人に移転される。

(5) 出願に由来する権利の譲渡又は移転は、出願後に意匠に係る権利の譲渡又は移転があった場合は、それと同時に生じる。出願に由来する権利の譲渡又は移転は、第三者に対しては、その登録簿への記入の日に効力を生じる。

第14条 保護範囲

(1) 保護範囲は、第7条にいう特徴の場合を除き、登録簿に記入されている意匠の表示によって定められる。保護範囲は、知識のある利用者に対して全体的に見て異なる印象を与えない一切の意匠に及ぶ。

(2) 保護範囲を判断するに際しては、当該意匠の創作における意匠創作者(第11条)の創作自

由度を考慮に入れる。

第 II 部 登録意匠の効果

第 15 条 登録意匠所有者

- (1) 登録意匠所有者とは、登録簿に所有者として記入された法人又は自然人をいう。
- (2) 複数の者が登録意匠の共有者となることができる。

第 16 条 登録意匠の共有

- (1) 本法に別段の定めがない場合は、一般拘束規則の規定を登録意匠共有者間の関係の規制に準用する。
- (2) 登録意匠共有者は、それぞれ、当該登録意匠を使用する権利を有する。
- (3) 登録意匠共有の放棄及び相互間の補償に関する合意は、書面でしなければならない。
- (4) 登録意匠共有者又は共同意匠出願人が法律上の権原承継人がないままに死亡し又は失権した場合は、その持分は、他の登録意匠共有者又は共同意匠出願人にそれぞれの持分の比率に応じて移転される。
- (5) 登録意匠共有者が自己の持分を放棄した場合は、当該持分は、他の登録意匠共有者にそれぞれの持分の比率に応じて移転される。

第 17 条 登録により付与される権利

- (1) 登録意匠所有者は、登録意匠を使用する権利、自己の同意なしに第三者が登録意匠を使用することを妨げる権利、登録意匠の使用に同意を与える権利、登録意匠を他人に譲渡する権利又は登録意匠に担保権を設定する権利を排他的に有する。
- (2) 登録意匠の使用とは、特に、登録意匠が組み込まれ又は用いられている製品を製造し、提供の申出をし、市場に出し、輸入し、輸出し若しくは使用すること、又はこれらの目的で当該製品を貯蔵することをいう。
- (3) 登録意匠は、それが登録簿に記入された日に効力を生じる。登録意匠がスロバキア共和国工業所有権庁の公報(以下「公報」という)で公表(第 35 条(2))されていない場合は、所有者は、保護範囲に含まれる意匠が善意で使用されていないときにのみ、登録簿への登録により付与された権利を第三者に対して行使することができる。

第 18 条 権利の消尽

登録意匠所有者は、保護範囲に含まれる意匠が組み込まれ又は使用されている製品が登録意匠所有者によって又はその同意を得て市場に出された後は、第三者が当該製品について処分することを禁じることはできない。

第 19 条 登録意匠の効果の制限

- (1) 登録意匠所有者の権利は、優先権(第 32 条)前に、スロバキア共和国の領域内において、意匠創作者又は登録意匠所有者とは無関係に、保護範囲に含まれる意匠を善意で使用した又は保護範囲に含まれる意匠の使用を直接の目的として準備をした者(以下「先使用者」という)に対しては行使することができない。疑義がある場合は、先使用者の行為は、別段の証明がされない限り、善意の行為とみなされる。
- (2) (1)による先使用者の意匠使用に係る権利の譲渡又は移転は、保護範囲に含まれる意匠の

使用がされ又は当該使用を直接の目的とする準備がされている会社の全部又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

第20条

登録意匠により付与される権利は、次の事項については行使することができない。

- (a) 私的にかつ非商業目的で行われる行為
- (b) 実験目的で行われる行為
- (c) 引用又は教授目的での複製。ただし、当該行為が公正な取引慣行に従っており、意匠の通常の実施を不当に害することがなく、かつ、出所が明記されることを条件とする。
- (d) 一時的にスロバキア共和国の領域に入った他国の船舶及び航空機等(以下「運搬手段」という)の付属品
- (e) (d)にいう運搬手段の修理を目的としたスロバキア共和国の領域への交換部品及び付属品の輸入
- (f) (d)にいう運搬手段の修理行為

第21条 登録意匠の譲渡

- (1) 登録意匠の他人への譲渡は、書面による合意によらなければならない。
- (2) 登録意匠の譲渡は、登録簿に記入された日から第三者に対して法的効力を有する。
- (3) 登録意匠譲渡の登録簿への記入日前に取得されている第三者の権利は、影響を受けない。

第22条 登録意匠の移転

- (1) 登録意匠は、一般拘束規則に規定されている場合は、新所有者に移転する。
- (2) 登録意匠の移転は、登録簿に記入された日から第三者に対して法的効力を有する。
- (3) 登録意匠の移転日前に取得されている第三者の権利は、影響を受けない。

第23条 担保権

- (1) 登録意匠に担保権を設定することができる。
- (2) 一般拘束規則の規定は、担保権、及び質権者と質権設定者との間の関係に準用される。
- (3) 担保権設定契約は、書面で行わなければならない。
- (4) 契約による担保権は、登録簿への記入の日を開始する。

第24条 ライセンス契約

- (1) ライセンス契約(以下「ライセンス」という)は登録意匠の実施に同意を与えるものである。
- (2) ライセンス契約に基づく権利の発生、失効及び執行については、一般拘束規則の規定が適用される。
- (3) 別段の定めがない限り、ライセンス契約は、登録意匠のすべての共有者の同意がある場合にのみ有効である。
- (4) ライセンス契約は、登録簿に記入された日から第三者に対して法的効力を有する。
- (5) 付与されたライセンスは、ライセンス契約に別段の規定がない限り、非排他的なものとみなされる。
- (6) 契約によるライセンス所有者の権利の譲渡又は移転は、ライセンス契約に別段の規定が

ない限り、登録意匠が契約によるライセンスに基づいて使用されている会社の全部又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ行うことができる。

(7) 本法により保護された権利との無許可の抵触がある場合又はその虞がある場合は、ライセンス所有者は、登録意匠所有者と同等の権利を有する。

第 25 条 登録意匠の効力と保護期間

(1) 登録意匠は、出願日(第 32 条)から 5 年間効力を有する。

(2) 庁は、登録意匠所有者又は登録意匠共有者の 1 から登録意匠の効力の延長請求があった場合は、各 5 年の期間を 4 回まで反復して出願日(第 32 条)から合計保護期間 25 年まで登録意匠の効力を延長する。

(3) 登録意匠の効力の延長請求は、最も早い場合でも有効期間の最終年度中に、登録意匠所有者又は登録意匠共有者の 1 がこれを行う。登録意匠の効力の延長請求が遅くとも有効期間の最終年度における出願日(第 32 条)と同一の日までにされない場合は、登録意匠の効力の延長請求はされなかったものとみなされる。

(4) 登録意匠の効力の延長請求が(3)によりされなかった場合は、登録意匠所有者又は登録意匠共有者の 1 は、(3)により請求がされるべき最後の日から追加の 6 月の期間内に当該請求をすることができる。登録意匠の効力の延長請求がこの追加期間内にもされない場合は、当該登録意匠の効力は、(3)による登録意匠の効力の延長請求がされるべきであった最後の日に消滅する。

(5) 質権者(第 23 条)は、登録意匠所有者としての質権設定者が(3)にいう期間内に登録意匠の効力の延長請求をしない場合は、登録意匠の効力の延長請求をすることを自己に対して求めるよう書面により庁に請求することができる。

(6) (5)に従って登録意匠の効力の延長請求提出の求めが質権者(第 23 条)に届いてから 3 月が徒過した場合は、当該登録意匠は失効する。

(7) (3)による登録意匠の効力の延長請求期間が徒過した後に、善意で当該意匠の使用を開始したか又は当該使用のための明白な準備を行った第三者の権利は、追加期間中にされた登録意匠の効力の延長請求に基づいて行われた効力延長によって影響を受けることはない。

(8) 登録意匠の効力の延長請求をするための期間は、意匠に係る権利に関する訴訟の登録簿への登録請求(第 42 条(3))を行った日から裁判所の判決日を起点とする 6 月の期間の満了まで中断される。

第 26 条 登録意匠の失効

(1) 登録意匠は、次により失効する。

(a) 有効期間の満了により

(b) (2)による登録意匠放棄の効力発生日から

(2) 登録意匠の放棄は、放棄通知が庁に届いた日、又は登録意匠所有者若しくは登録意匠共有者の全員が登録意匠を放棄する日として放棄通知に記載されている日に効力を生じる。

(3) 登録簿に記入されている第三者の権利に影響する登録意匠の放棄は、当該登録意匠の失効によって自己の権利及び正当な利益が影響を受ける可能性がある者の書面による同意が提出された場合にのみ効力を生じる。登録意匠を受ける権利を対象とした訴訟が登録簿に記入されている場合も、当該訴訟についての裁判所の判決が効力を生じた日から 6 月の満了まで

は、同様とする。

第27条 権利の侵害

(1) 本法により保護された権利に侵害又はその虞が生じている場合は、自己の権利に侵害又はその虞が生じている者は、自己の権利を侵害する又はその虞がある行為を禁止し、かつ、侵害の結果を除去するよう請求することができる。

(2) (1)にいう権利の侵害により損害が生じた場合は、被害者は、逸失利益を含め現実の損害に対する補償を受ける権利を有する。権利の侵害により非金銭的な損害が生じた場合は、被害者は、金銭的な形のものを含め適正な救済を受ける権利を有する。

(3) 正当な理由なしにされた請求に基づいて裁判所が命じた予防措置の執行により直接金銭的又は非金銭的損害を被った被害者は、補償を受ける権利及び(2)にいう救済を受ける権利を有する。

第27a条

(1) 登録意匠所有者は、本法により保護されている自己の権利に侵害又はその虞が生じている場合は、当該権利の侵害又はその虞を生じさせている者が、本法に基づく権利を侵害している製品の出所及び当該製品の市場に出ている状況に関する情報を提供するよう請求することができる。

(2) (1)にいう情報には、特に次のものを含める。

(a) 生産者、加工者、店主、流通業者、供給者、卸売業者及びその他製品の前所有者の姓名、事業名称又は事業地

(b) 関連する製品の生産され、加工され、供給され又は注文された数量及び価格の表示

(3) 次の何れかの者も、(1)及び(2)にいう情報を提供しなければならない。

(a) 本法に基づく権利を侵害する製品を所有する者

(b) 本法に基づく権利を侵害するサービスを利用する者

(c) 本法に基づく権利の侵害に係る活動に利用されるサービスを提供する者

(d) (a)から(c)までにいう者によって、本法に基づく権利を侵害する製品の生産、加工若しくは流通に関与した又は当該権利を侵害するサービスを提供したとされた者

第28条 紛争に関する審理

(1) 本法に基づく権利に関する紛争は、本法に別段の定めがない限り、裁判所によって審理され、かつ、裁定される。

(2) 裁判所は、請求に基づいて、本法により保護された権利を侵害し又はその虞を生じさせる製品、材料又は機器について次のことを命じるものとする。

(a) 取引経路から撤去すること

(b) 取引経路から確定的に除去すること

(c) 権利の更なる侵害又はその虞を防止する他の措置を講じること

(d) 適切な方法で廃棄すること

(3) (2)の規定は、他の方法によるべき特別の事情がない限り、本法により保護された権利を侵害し又はその虞がある者の費用負担において執行されるものとする。

(4) (2)(d)にいう物品の廃棄方法に関する請求は、裁判所を拘束しない。

(5) 権利を侵害する虞又は侵害による不利益の程度が第 27a 条により課される義務の履行による結果の不利益の程度に及ばない場合は、裁判所は、同条に基づく情報提供を受ける権利を付与しない。

第 29 条

(1) 裁判所は、本法に基づく権利の保護において、何らかの遅延が権利者に回復困難な金銭的又は非金銭的損害を生じさせる虞がある場合は、予防措置として、本案判決におけるのと同様の義務を課することができる。

(2) 裁判所は、請求がない場合でも、予防措置に関する決定において、適正な金額の供託金を納付する義務を原告に課することができ、又は決定は課された義務の履行によって効力を生じる旨を含めることができる。裁判所は、保証供託金の金額に関する決定において、相手方当事者に発生する可能性がある金銭的又は非金銭的損害の程度及び供託金納付義務を課することが効率的な権利の行使の著しい妨げにならないよう原告の資産を考慮に入れる。

(3) 請求に基づいて、裁判所は、正当な理由なく発せられた予防措置の実行により直接生じた財務上の金銭的又は非金銭的損害の補償として保証供託金を相手方当事者に引き渡す決定を行うことができる。

(4) (3)にいう損害の発生の発見から 6 月以内に補償若しくは救済が裁判所に申請されず、また、当事者間で保証供託金の使用に関する合意も達成されない場合は、裁判所は、補償供託金を返還する。

第 III 部 庁における手続

第 30 条

行政手続法は、その第 19 条、第 23 条、第 28 条から第 30 条まで、第 32 条、第 39 条、第 49 条、第 50 条、第 59 条(1)及び第 61 条(1)の規定を除いて、本法に基づく庁での手続に適用する。

第 31 条 出願

- (1) 第 11 条(2)及び(5)、第 12 条(1)又は第 13 条(2)に基づいて意匠に係る権利を有する者は、出願することができる。
- (2) 複数の者が意匠に係る権利を有する場合は、これらの者の内の 1 又は複数の者が自己の名において出願することができる。庁は、これにより出願する者を、これらの者と(1)により出願することができる他の者との間で成立した合意書を伴う請求に基づいて、共同出願人として登録簿に記入する。
- (3) 出願書類には、次のものを含めなければならない。
- (a) 意匠を登録簿に記入することを求める願書(以下「登録願」という)
 - (b) 出願人の識別データ
 - (c) 意匠創作者の識別データ又は意匠創作者が出願書類において表示される権利を放棄した旨の出願人の陳述
 - (d) 意匠が組み込まれ又は用いられる製品の表示
 - (e) 出願において登録が求められており、かつ、意匠の対象を正確に見分けることを可能にするような意匠の表示
 - (f) 出願人が意匠創作者でない場合は、意匠に係る権利の取得に関する書類。これは、意匠に係る権利が第 12 条(1)に基づいて移転したときは適用されない。
- (4) 出願書類には、次のものも含めることができる。
- (a) 意匠の開示を遅らせることを求める請求(第 35 条(2))
 - (b) 表示の説明
 - (c) 国際分類に基づく分類
- (5) 出願書類には、1 のみの意匠を登録簿に登録することを求める登録願(以下「単一出願」という)、又は国際分類の 1 のクラスに属する複数の意匠を登録簿に登録することを求める登録願(以下「集合出願」という)を含めることができる。集合出願は、装飾から構成される複数の意匠には適用されない。
- (6) 集合出願には、登録を請求する意匠の一覧を含めなければならない。
- (7) (3) (d) 及び(4) (b) にいう情報は、意匠自体に基づく保護範囲に影響を及ぼさない。

第 32 条 優先権

- (1) 手続の開始及び優先権設定の目的では、出願日とは送付日又は補正提出日をいい、書類には少なくとも次のものを含めなければならない。
- (a) 出願する旨の出願人の明白な意思を示すデータ
 - (b) 出願人の識別及び出願人の連絡先を特定するデータ
 - (c) 出願において登録が求められており、かつ、意匠の対象を正確に見分けることを可能に

するような意匠の表示

(2) 出願人の優先権は、次の何れかに設定される。

(a) 出願日

(b) 国際条約による優先日

(3) 出願人は、(2) (b)による優先権を出願において主張する場合は、出願日から3月以内に優先権書類によってこの権利を証明しなければならない。

(4) (3)にいう優先権は、国際条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である国において又はそのような国に関連してされた最初の出願に基づいて主張することができる。その他の場合は、この権利は、相互主義の条件に基づいてのみ主張することができる。

(5) 庁は、(3)にいう条件及び一般拘束規定(第50条)にいう要件を満たさない優先権の主張及び証明を考慮に入れえないものとする。庁は、このことを出願人に通知しなければならない。

(6) 庁は、出願人又は登録意匠所有者の請求に基づいて、出願による優先権を証明する書類を交付する。

(7) 優先権は、1の出願に基づいてのみ主張するものとする。

第33条 出願手続の中断

(1) 庁は、訴訟手続が開始された後の出願手続を中断する。

(2) 手続中断の間、本法にいう期間は進行しない。

(3) 第40条(1)(a)にいう裁判所の決定が効力を生じたときは、庁は、(1)により中断した手続を再開する。

第34条 出願の審査

(1) 審査において、庁は次の事項を確認する。

(a) 第32条による優先権付与の条件が満たされているか

(b) 出願が第31条(1)、(3)、(5)及び(6)による条件を満たしているか

(c) 出願が一般拘束規定(第50条)による要件を満たしているか

(d) 出願人が授権された代理人(第49条)により代理されているか

(e) 出願の対象である意匠が第2条から第7条まで、第9条及び第10条による条件を満たしているか

(2) (1)(a)、(c)若しくは(d)又は第31条(3)、(5)若しくは(6)による不備がある場合は、庁は出願人に対し当該不備を所定期間内に修正するよう求める。出願人が不備を修正しない場合は、庁は出願手続を停止する。この措置は、当該求めの中で出願人に通知される。

(3) 出願が(1)(e)又は第31条(1)による条件を満たしていない場合は、庁は出願を拒絶する。出願を拒絶する前に、庁は出願人に対して出願拒絶理由について応答する機会を与えなければならない。

(4) 出願人は、意匠が登録簿に記入される前は、集合出願を分割し、かつ、分割された出願を提出することができる。国際条約に基づく優先権及び原出願の出願日は、分割出願に含まれている意匠が原出願の対象である意匠のみであることを条件として、分割出願にも維持される。

第 35 条 意匠の登録簿への記入

(1) 出願の対象が本法による条件を満たしている場合は、庁は当該意匠を登録簿に記入し、出願人は登録意匠所有者となる。庁は、意匠の登録簿への記入証明書を登録意匠所有者に交付し、意匠を公表し、その登録を公報において公告する。

(2) 出願人が意匠の公表を優先権発生日から 30 月を超えない期間で延期することを請求した場合は、庁は請求された期間が満了した後に当該登録意匠を公表する。庁は、当該登録意匠公表の延期を(1)による登録通知と共に知らせるものとする。

(3) 未だ公表されていない登録意匠についての権利の侵害に関する訴訟は、訴訟の被告とされる者に登録簿及び登録意匠関連ファイルに含まれているデータを閲覧する機会を与えることを条件としてのみ、開始することができる。

第 36 条 登録意匠の抹消

(1) 庁は、次の場合は、登録簿から登録意匠を抹消する(以下「抹消」という)。

(a) 登録意匠が第 2 条による定義に適合しない場合

(b) 意匠が第 3 条から第 7 条まで、第 9 条又は第 10 条による登録条件に反して登録されていると庁が認めた場合

(c) 登録意匠所有者が第 11 条(2)及び(5)、第 12 条(1)又は第 13 条(2)により意匠に係る権原を有する者でない場合

(d) 識別性を有する標識であって、登録意匠の優先日(第 32 条)前に使用禁止を主張する権利が当該標識の所有者に与えられているものが登録意匠に使用されている場合

(e) 登録意匠が、著作権法により保護されている作品の許可されていない使用を構成している場合

(f) 登録意匠が、国際条約に掲げられた表象、又は国際条約とは関係のないもので加盟国の特定の公共の利益にかかわるその他の記章、旗若しくは盾紋章の許可されていない使用を構成している場合

(2) 第三者の請求に基づいて又は職権により開始された手続において、意匠登録時に有効であった規則に基づく登録条件が満たされていなかったことが証明された場合は、庁は、現行規則に基づいて適法に登録されている意匠であってもこれを抹消する。

(3) 裁判所の有効な判決によって意匠に係る権利を有する者のみが、(1)(c)による登録抹消を請求することができる。

(4) 自己の優先権が侵害された者は、(1)(d)又は(e)による登録意匠の抹消を請求することができる。

(5) 許可されていない使用により害を及ぼされた者は、(1)(f)による登録意匠の抹消を請求することができる。

(6) 庁は、(1)(a)及び(b)に従い、職権によっても登録意匠を抹消することができる。

(7) 登録意匠は、(1)(b)、(d)、(e)又は(f)により部分的にも抹消することができる。ただし、当該登録意匠が、部分的に抹消された後も保護要件を満たすことを条件とする。

第 37 条

(1) 登録意匠が抹消された場合は、その登録はされなかったものとみなされる。

(2) 原告が自己の法律上の利益を証明する場合は、登録意匠の失効後も抹消を行うことがで

きる。

(3) 庁は、抹消についての決定を公報において公告する。

第 38 条

(1) 抹消請求が一般拘束規則(第 50 条)に規定する要件を満たしていないか又は原告が授権された代理人により代理されていない場合は、庁は原告に対して所定期間内に当該不備を修正するよう求める。原告が所定期間内にこの求めに応じない場合は、庁は抹消請求に基づく手続を停止する。この手続停止の措置は、当該求めの中で原告に通知される。

(2) (1)による手続の停止がされていない場合は、庁は登録意匠所有者に抹消請求書を送付すると共に、所定期間内に請求に応答するよう求める。

(3) 登録意匠所有者が通知に指定された期間内に応答しない場合は、庁はファイルの内容に基づいて決定を下す。

(4) 登録意匠所有者が授権された代理人により代理されていない場合も、庁は(3)に従って処理する。登録意匠所有者が所定期間内に授権書提出を求める通知に従わない場合は、同人は抹消請求に応答しなかったものとみなされる。

(5) 問題の性質上必要な場合は、庁は口頭手続を命じるものとする。庁は口頭手続の期日を指定し、同時に抹消請求に対する登録意匠所有者の応答を原告に送付する。

(6) 庁は手続を進め、適正な呼出を受けた当事者が口頭手続に出頭しない場合は、本案について決定を下すこともできる。

(7) 抹消請求の拡大又は補充、及び登録意匠所有者の応答の拡大又は補充は認められない。庁は、手続及び決定においてこのような拡大又は補充を考慮に入れてはならない。

第 39 条

原告は、抹消請求と共に 82,50 ユーロの保証金を納付しなければならない。抹消請求が適正なものであると認定された場合は、庁は遅滞なく保証金を返還する。

第 40 条 登録意匠の没収並びに移転

(1) 庁は、次の場合は、請求に基づいて、登録意匠を所有者から没収し、請求人を登録意匠所有者として登録する。

(a) 当初所有者として登録された者が第 11 条(2)及び(5)、第 12 条(1)又は第 13 条(2)により意匠に係る権利を有する者でないことが裁判所の有効な判決により認定された場合

(b) 裁判所の有効な判決により意匠に係る権利を有すると認められた者又はその権原承継人が請求した場合、及び

(c) 請求したのが裁判所の判決の確定日から 6 月以内である場合

(2) 登録意匠の没収及び移転の請求は、(1)(a)にいう裁判所の有効な判決を伴わなければならない。

(3) (1)(a)にいう条件が満たされていることを前提として、庁は、(1)にいう請求がされなかったか、又は当該請求が授権された者によってされなかったか若しくは所定期間内にされなかった場合は、職権で登録意匠を抹消するものとする(第 36 条(1)(c))。

(4) (1)は、出願に基づく権利の没収及びその権原を有する者への移転に準用する。(3)により出願に基づく権利の移転が行われなかった場合は、庁は出願を拒絶する。

(5) (1)により本来の権利者が登録意匠所有者として登録された後は、元の登録所有者により付与されたライセンスその他の権利は失効する。

(6) 元の登録所有者、又は意匠に係る権利に関する訴訟が開始する前に元の登録所有者からライセンスを取得した第三者が、保護範囲内の当該意匠を善意で使用したか又は保護範囲内の当該意匠の使用を直接の目的とした明白な準備を行った場合は、これらの者は、本来の権利者が登録簿に登録された日から3月以内に通常の場合に基づく非排他的ライセンスの付与を請求することを条件として、意匠の使用を継続することができる。

(7) (1)から(4)までによる手続には、第38条を準用する。

第41条 決定手続

(1) 請求(以下「決定請求」という)を受けた場合は、庁は、請求において申し立てられた事項が一定の登録意匠の保護範囲内にあるか否かについて決定を行う。

(2) 申立人の明示の請求に基づいて、自己の権利及び義務が決定の判断により影響を受ける可能性がある者も、(1)による手続の当事者となる。

(3) 本法により保護される権利を対象とする裁判所に係属中の訴訟に関連して決定請求がされた場合は、その手続と判断により自己の権利及び義務が影響を受ける可能性がある当該訴訟のすべての当事者が、当該決定手続の当事者となる。

(4) 請求人のみが当事者である決定手続には第38条(1)、(5)第1文及び(6)を準用し、その他の場合は第38条(1)から(6)までを決定手続に準用する。

第42条 ライセンス、担保権、登録意匠の譲渡又は移転及び訴訟の登録簿への登録

(1) 登録簿への登録意匠のライセンス、担保権、譲渡若しくは移転の登録請求(以下「権利の登録請求」という)又は訴訟の登録請求に関しては、第38条(1)を準用する。

(2) 疑義がある場合は、庁は、権利取得を証明する書類の認証謄本、更には原本又はその他追加データの提出を求めることができる。

(3) 本法により保護される権利を対象とする訴訟の当事者が、裁判所により認証された裁判所への提出文書の副本を添えて請求する場合は、庁は、当該訴訟が係属中である事実及びその訴訟の対象を登録簿に記入するものとし、当該登録の効力は、庁への前記請求の提出日に生じる。

第43条 更なる手続

(1) 手続当事者が、ある行為の履行に関して庁が定めた期間の満了前にその期間の延長を請求した場合は、庁はその期間を延長することができる。

(2) 庁における手続の当事者が、ある行為の履行に関して庁が定めた期間を遵守しなかった場合は、その当事者は、庁に対して更なる手続を請求し、同時に当該期間不遵守の結果として庁が発した決定の送達時から2月以内に、当該懈怠行為を履行することができる。

(3) (2)による更なる手続及び原状回復(第44条(1))の請求のための期間が遵守されない場合は、(1)又は(2)にいう請求は拒絶される。

(4) 抹消請求に対する所有者の応答(第38条(2))のための期間が遵守されなかった場合は、(2)にいう請求は拒絶される。

(5) 庁は、(1)若しくは(2)による条件を満たしていないか又は(3)若しくは(4)により拒絶さ

れるべき期間延長の請求又は更なる手続の請求を拒絶するものとする。ただし、庁は、請求を拒絶する前に、請求を拒絶する根拠として確認された理由について応答する機会を請求人に与えなければならない。

(6) 庁が更なる手続を求める請求を認めた場合は、期間不遵守の結果として発せられた決定の法的効果は、消滅するか又は発生しない。

(7) (1)又は(2)にいう請求の提出日から2月以内に庁が当該請求について決定を行わない場合は、当該請求は認められたものとみなされる。

第44条 原状回復

(1) 庁における手続の当事者がある行為の履行に関する法定の期間又は庁が定めた期間を非意図的に遵守しなかった場合において、当該行為不履行の結果として手続が停止され又はその他の権利が失われたときは、その当事者は、当該行為不履行を生じさせた障害が除去されてから2月以内に、ただし、遵守されなかった期間の満了から12月以内に、庁に対し原状回復を請求し、同時に当該懈怠行為を履行することができる。

(2) 手続の当事者は、(1)による請求の裏付を行い、当該行為の履行を妨げる事由を陳述しなければならない。庁は、請求について決定を行う際に、(1)にいう何れかの期間の満了後に提出された陳述は考慮に入れない。

(3) (2)にいう陳述の真実性について合理的な疑義がある場合は、庁は、請求人に対して別の方法で自己の陳述を証明するよう求めることができる。

(4) 次の行為についての期間の不遵守の場合は、原状回復請求は認められない。

- (a) 追加期間中における登録意匠の効力延長の請求
- (b) 優先権の主張(第32条)
- (c) 審判請求(第46条)
- (d) 第40条(1)(c)による裁判所の確定判決後の請求
- (e) (1)による行為の履行
- (f) 第43条(3)又は(4)による行為の履行

(5) 庁は、原状回復の請求について、それが(1)及び(2)の条件を満たさず、(4)の条件を満たすことが不可能であり、又は請求人が(3)による自己の陳述を証明しなかった場合は、これを拒絶する。ただし庁は、請求を拒絶する前に、請求を拒絶する根拠として認定された理由について応答する機会を請求人に与えなければならない。

(6) 庁が原状回復の請求を認めた場合は、期間不遵守の結果として発せられた決定の法的効果は、消滅するか又は発生しない。

(7) 期間不遵守の結果として発せられた決定の効力発生時から(6)による当該決定の法的効果消滅時までの間にスロバキア共和国内において善意で取得された第三者の権利は、影響を受けない。

(8) (7)にいう権利の譲渡又は移転は、当該登録意匠が使用されている会社の全部又は当該部分の譲渡又は移転の一環としてのみ認められる。

第45条 決定の根拠

(1) 庁における手続の当事者は、自己の陳述を裏付ける証拠を提出し又は申出しなければならない。

- (2) 庁は、その裁量により、証拠を個別に又は相互に関連付けて行使し、かつ、評価する。
- (3) 庁は、手続の当事者により提出され又は申出された証拠を行使して認定した事実に基づいて決定を行う。

第46条 救済

- (1) 庁の決定に対しては、その送達から1月以内に審判請求をすることができる。期限内に審判請求をすることにより、権利猶予の効果が得られる。
- (2) 庁は、審判請求について決定を行う上で、審判請求の範囲に拘束される。ただし、このことは次の事項に係わる場合には適用しない。
- (a) 手続を職権で開始することができる事項
- (b) 一方の側の複数当事者に関する共同の権利又は義務に係る事項
- (3) 次の決定に対しては、審判請求を行うことはできない。
- (a) 更なる手続又は原状回復の請求を認めた決定
- (b) 登録簿に登録された訴訟が関係する出願の手続を、当該訴訟の登録簿への登録を請求した者の書面による同意が提出された後に停止した決定

第47条 データの利用可能性

- (1) 意匠の登録簿への記入前、又は公表猶予の請求がされた登録意匠の公表前に、庁は、出願人の同意を得ることなく、意匠創作者が誰であるか、出願人が誰であるか、出願の名称及び出願番号のデータ並びに優先権に関するデータに限って第三者に知らせることができる。
- (2) 意匠の登録簿への記入後に、庁は、請求に基づいて第三者に対して出願及び登録意匠に関するファイルの閲覧を認めるものとする。
- (3) 登録意匠の公表が延期されている場合は、庁は、意匠の登録簿への記入後、かつ、その公表までは、当該登録意匠所有者によって本法により保護されている権利の侵害者とされた者に対してのみ、ファイルの閲覧を認めるものとする。
- (4) ファイル閲覧の権利は、手数料を納付して写真複写を行う権利を含む。
- (5) 書面による請求があり、かつ、緊急の法的利益があることが証明された場合は、庁は、請求人に対し、その特定する者が出願書類において意匠創作者として記載されているか否かを通知することができる。
- (6) 登録意匠の出願人又は所有者から書面による請求があったときは、ファイルのうち営業秘密又はその他の秘密情報を含み、手続の当事者を含む第三者の情報を得る権利を確保する上で公表する必要がない部分は、閲覧の対象から除外する。

第48条 登録簿及び公報

- (1) 庁は登録簿を備え、それに出願及び登録意匠に関する確定情報を記入する。
- (2) 登録簿に記入されたデータは、所轄当局により別段の決定がされた場合を除いて、有効なものとなされる。
- (3) 所轄当局の有効かつ執行可能な決定に基づく登録簿記入データの変更は、効力条項を付した当該決定の送付後に、庁により遅滞なく登録簿に記入される。
- (4) 法律又は(3)にいう所轄当局の決定に基づくデータ及び事実の記入は、行政手続法の規定に基づく手続において発せられた決定とはみなされない。

- (5) 何人も、登録意匠について登録簿を閲覧することができる。これは、出願人の公表の延期を請求した意匠(第35条(2))については、延期期間が満了するまでは適用されない。
- (6) 庁は公報を発行するものとし、その中で出願及び登録意匠に関する事実を公告し、かつ、通知する。

第 IV 部 共通規定、授權規定、経過規定及び廃止規定

第 49 条 共通規定

(1) 国際条約の加盟国の領域内又は世界貿易機関の加盟国である国の領域内に住所又は本拠を有する者は、国内の出願人又は登録意匠所有者と同じ権利及び義務を有する。当事者が住所又は本拠を有する国が国際条約の加盟国でも世界貿易機関の加盟国でもない場合は、本法による権利及び義務は、相互主義の条件に基づいてのみ付与される。

(2) スロバキア共和国に住所も本拠も有さない者は、意匠に関する手続においては授權された代理人により代理されなければならない。

(3) 手続当事者が所定期間内に庁の求めに応じない場合は、庁は手続を停止する。当事者は、当該求めの中でこの措置について通知される。手続の開始を申し立てた者による請求があった場合も、庁は手続を停止する。手続停止の請求を取り下げることができない。

(4) 登録簿に記入された訴訟が関連している出願手続の停止を求める申立がされた場合は、庁は、訴訟の登録簿への記入を請求した者の書面による同意が提出された後にのみ、手続を停止する。

(5) 本法又は一般拘束規則(第 50 条)に別段の規定がある場合を除いて、庁への提出は書面により、公用語でしなければならない。

(6) 庁への提出は電子媒体によってすることができる。電子媒体による提出の場合は、14 日以内に書面でも提出する必要がある、これを怠ったときは、当該提出はされなかったものとみなされる。

(7) 庁は、特別規則に従い、欧州共同体商標意匠庁の執行可能な決定について、執行可能性の承認を含めて規定する。

第 50 条 授權規定

庁が定める一般拘束規定においては、次の事項について詳細に規定する。

(a) 出願の方法及び要件

(b) 優先権を主張し、かつ、証明する方法及び要件

(c) 登録意匠の効力延長の請求、登録意匠の効力延長期間追加の請求、及び登録意匠公表の延期の請求に係る要件

(d) 登録意匠の取消及び没収並びに移転の請求、決定の請求、更なる手続の請求並びに原状回復の請求に係る要件

(e) 庁への提出、送付及び電子媒体での提出に係る方法

(f) 出願についての権利、移転又は譲渡の登録簿への記入の請求に係る方法及び要件

(g) 登録簿に記入されるデータ及び公報で公告されるデータ

第 51 条 経過規定

(1) 本法施行前に法的に完了していない意匠出願手続及び登録意匠に関する事項についての手続は、本法に従って進められる。期間の不遵守について容赦を求める請求に関する手続においては、現行の規則を適用する。

(2) 本法の施行日前に登録簿に記入された意匠に基づく権利及び諸関係には、本法が適用される。本法の施行前のこれら権利及び関係並びにこれらに基づく主張の発生は、発生時点で

効力を有する規定に従って判定される。

(3) 本法の施行前にされた意匠登録の有効性は、当該意匠の登録簿への記入の時点で効力を有する法律に従って判定される。

(4) 法律及び特別の規則で工業意匠の語が使用されている場合は、それは「意匠」を意味する。

第 51a 条

附属という欧州共同体及び欧州連合の法律行為には、本法が適用される。

第 52 条 廃止規定

次の規定は廃止される。

1. 法令集法律 No. 519/1991, スロバキア共和国国家評議会の法令集法律 No. 90/1993, スロバキア共和国国家評議会の法令集法律 No. 185/1994 及び発明, 補充的保護証明書及び一部法律の改正に関する法令集法律 No. 435/2001 (特許法) によって改正された発明, 工業意匠及び合理化提案に関する法令集法律 No. 527/1990 中の, 意匠に関する法的関係と手続の修正を定める範囲での第 1 条, 第 36 条から第 71 条まで, 工業意匠に関する法的関係と手続の修正を定める範囲での第 75 条 (2), 第 83 条, 工業意匠に関する法的関係と手続の修正を定める範囲での第 86 条及び第 88 条 (1)

2. 発明, 補充的保護証明書及び一部法律の改正に関する法令集法律 No. 435/2001 (特許法) によって改正された発明及び工業意匠に係る事項の手続に関する連邦発明庁の法令集命令 No. 550/1990

第 53 条 施行

本法は, 2002 年 10 月 1 日に施行する。

法令集法律 No. 495/2008 は, 2009 年 2 月 1 日に施行される。